

事務連絡
令和2年2月12日

文化関係独立行政法人理事長
都道府県・指定都市 文化行政主管部課長
各文化関係団体の長

文化庁政策課長

新型コロナウイルス感染症の最新情報について
(令和2年2月12日18時時点)

本日、政府は、中華人民共和国の省、自治区、直轄市又は特別行政区において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高いものとして、令和2年2月13日午前0時（日本時間）から、本邦への上陸申請日前14日以内に、中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等に加え、浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とすることといたしました（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

また、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、令和2年2月13日午前0時（日本時間）から、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象となります。

さらに、下記の関連情報ホームページでは、「国民の皆様へのメッセージ」として新たに、多くの方が集まるイベントや行事等の参加・開催について、参加される場合には咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけるようお願いしています。今後、様々な文化イベント等を開催する場合には、この点に御配慮いただきますようお願いいたします。

については、下記関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。また、本件について、域内の市区町村の文化担当部署、その他関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

記

○関連情報ホームページ
(新型コロナウイルス感染症の対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

※こちらのホームページに政府全体の情報がまとまっており、厚生労働省、外務省等が発信する最新情報もこちらから確認できます。

本件連絡先 文化庁政策課

電話：03-6734-2809(直通)

メール：s-kikaku@mext.go.jp